

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの指定管理で取扱う
御殿場市総合体育施設条例で規定する利用料金の減免に関する取扱基準

御殿場市総合体育施設条例（以下「条例」という。）第9条及び同施行規則第4条1項3号による利用料金の減免に関する取扱いについて、次のとおり処理するものとする。

1 減免となる対象及び減免額

(1) 施設利用料金

ア 公用又は公益上の目的で使用するとき。

(ア) 国又は地方公共団体が直接公用又は公共用のため使用するとき。 全額

(イ) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する
とき。 全額

(ウ) 市の体育事業に利用するとき。 全額

(エ) 市が主催する行事、イベント、各種教室のため利用するとき。 全額

(オ) 前各号以外で特に理由があると認めるとき。 全額

イ 市内の保育所、幼稚園、小・中又は養護学校（以下「学校等」という。）が主催
で利用するとき。 全額

（申請者：学校教育課長、園長、学校長、利用責任者：担当教諭名）

ウ 市内の高等学校が主催で使用するとき。 半額減免

（部活での利用は対象外とする。）

エ 別紙1の市内の公共的団体が主催で利用するとき。 半額減免

オ 中・高体連の取扱について（児童・生徒料金適用）

（申請者：中体連・高体連会長名、利用責任者：担当教諭名）

規模	中体連	高体連
北駿	免除	—
駿東	市外加算 免除	—
東部	市外加算 半額減額	市外加算

カ その他市長が必要と認めるとき。

2 手続き

利用料金の減免を受けようとする者は、その旨を証する書類等の提出又は申し出によ
り、当該施設の管理者の確認を受ける。